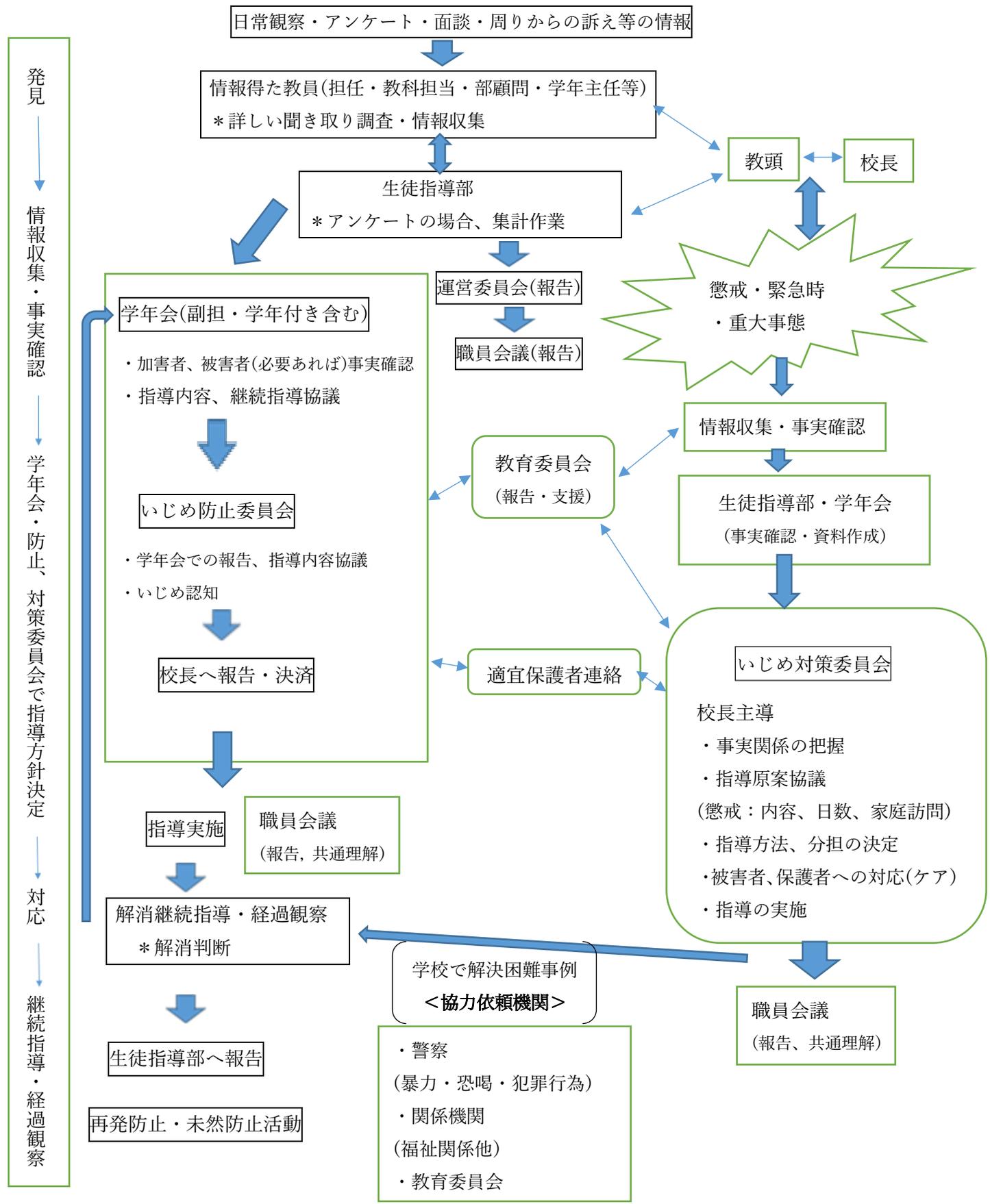


いじめを 発見、認知した場合は教職員が一人で抱え込まず学年、学科及び学校全体で対応することが大切である。担任一人で抱え込み、配慮に欠ける対応をしたため生徒をより辛い状況に追い込んでしまい重大事態になることがある。そういった状況を避けるために、いじめ防止委員会において重大事態にならないよう未然防止の協議を行う。

また、いじめ対策委員会では懲戒や緊急時、重大事態において緊急対策協議を開催し、校長主導のもと指導方法、指導方針を立て組織的に取り組む。



発見
↓
情報収集・事実確認
↓
学年会・防止、対策委員会で指導方針決定
↓
対応
↓
継続指導・経過観察

日常観察・アンケート・面談・周りからの訴え等の情報

情報得た教員(担任・教科担当・部顧問・学年主任等)
*詳しい聞き取り調査・情報収集

生徒指導部
*アンケートの場合、集計作業

教頭

校長

学年会(副担・学年付き含む)
・加害者、被害者(必要あれば)事実確認
・指導内容、継続指導協議
↓
いじめ防止委員会
・学年会での報告、指導内容協議
・いじめ認知
↓
校長へ報告・決済

運営委員会(報告)
↓
職員会議(報告)

懲戒・緊急時
・重大事態

情報収集・事実確認

生徒指導部・学年会
(事実確認・資料作成)

教育委員会
(報告・支援)

適宜保護者連絡

いじめ対策委員会
校長主導
・事実関係の把握
・指導原案協議
(懲戒：内容、日数、家庭訪問)
・指導方法、分担の決定
・被害者、保護者への対応(ケア)
・指導の実施

指導実施
職員会議
(報告, 共通理解)

解消継続指導・経過観察
*解消判断

学校で解決困難事例
<協力依頼機関>

・警察
(暴力・恐喝・犯罪行為)
・関係機関
(福祉関係他)
・教育委員会

職員会議
(報告、共通理解)

生徒指導部へ報告

再発防止・未然防止活動